

自衛官募集のため、その対象者を自衛隊へ情報提供することを求  
める請願

紹介議員

清水 大輔

高本 博之



自衛官募集のため、その対象者を自衛隊へ情報提供することを求める請願

【請願趣旨】

現在、自衛官募集については、防衛大臣から市長宛てに「自衛官募集等の推進について」という文書が出されています。その中では、自衛官募集対象者の電子媒体・紙媒体での情報提供を求めています。

自衛隊法では、自治体が自衛官募集に関する事務の一部を行うものと規定しており、防衛大臣は自衛官募集に関し「知事又は市町村に対し資料の提出を求めることができる」と定めています。

本件について、2017年度、約1,700市区町村のうち、対象者の名簿を電子媒体や紙媒体により提供した割合が約40%、防衛省・自衛隊職員が住民基本台帳を閲覧し、手書きで書き写したケース等が約60%という状況です。今までの習志野市の対応はこの手書きのケースに該当します。

習志野市は陸上自衛隊第1空挺団のお膝元であり、習志野市の災害時には第3普通科大隊が救助に当たることが決まっています。

習志野市としては、自衛官募集事務の円滑な遂行のため、対象者名簿を電子媒体または紙媒体により提供することが相応しい対応です。

よって、下記の項目について請願します。

【請願項目】

習志野市は防衛省・自衛隊に対し、自衛官募集対象者の情報を電子媒体または紙媒体により提供すること。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願します。

令和2年 2月 13日

住 所 習志野市秋津1-1-4-303

氏 名 麻生 宇宏

連絡先

習志野市議会議長 田中 真太郎 様

習志野市議会議長  
田中 真太郎 殿

陸上自衛隊オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を見直すことを  
防衛省に求める陳情

(陳情項目)

2019年12月25日、市民の反対にもかかわらず木更津市長はオスプレイの暫定配備期間5年を条件に受け入れを表明しました。これを受け防衛省はオスプレイの暫定配備の方針を固めました。配備されたオスプレイは習志野市も含め千葉県各地を訓練のため飛行します。オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を見直すことを防衛省に求めるべく陳情いたします。

(陳情の趣旨)

米海兵隊が使用する垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイは開発当初から墜落を含む重大事故を繰り返し、構造的欠陥が指摘されていますが解決の見通しすら立っていない欠陥機です。つい先日(2月10日)も米軍海兵隊オスプレイが「凍結警告灯」が点灯したため仙台空港に緊急着陸しました。寒さに弱く氷点下以下の寒冷では飛行に支障が出ることも新たに露呈しました。

このような欠陥機オスプレイが17機も我が国は購入して陸上自衛隊木更津駐屯地に配備され訓練のために習志野市も含む千葉県各地や周辺を飛び交います。暫定配備とは言うものの防衛省は努力目標と述べており恒久的配備になる可能性もあります。防衛省は木更津市では説明会を開催したものの、習志野駐屯地への飛行ルートである船橋市、習志野市、八千代市の市民には説明会の開催すら行おうとしません。飛行ルート下では騒音や部品落下、場合によっては住宅地への緊急着陸、墜落の危険にさらされます。

このような欠陥機オスプレイの木更津駐屯地暫定配備に反対し配備を見直すことを防衛省に求めるべく貴議会に陳情いたします。

2020年2月13日  
習志野市香澄2-1-6  
川辺 俊一



習志野市議会議長  
田中 真太郎 殿

幕張メッセでの武器見本市の開催に反対し幕張メッセの武器見本市への今後の貸出の本予約の許可しないことを千葉県に求める陳情

(陳情項目)

幕張メッセで2021年5月にまたもや開催予定しようとしている武器見本市の(DSEI JAPAN)に反対するとともに幕張メッセに武器見本市の貸出の本予約の許可をしないことを千葉県に求めるべく陳情いたします。

(陳情の趣旨)

2017年6月と2019年6月に幕張メッセで海上・航空関係の国際的な武器(兵器)見本市「MAST Asia」が開催されました。2019年11月には日本初の総合防衛展示会「DSEI JAPAN」が開催されました。

2019年6月開催の「MAST Asia」には230名の市民が展示場前で抗議の声を上げました。また同年11月の「DSEI JAPAN」には平日であるにもかかわらず410人が抗議の声を上げ、参院議員や韓国からの方も参加されました。開催反対署名も開催日までに2万筆以上あつまりました。

安倍政権は2014年に武器や兵器の輸出を禁じた「武器輸出三原則」を閣議決定のみで撤廃して「防衛装備移転三原則」を打ち出し、武器は「防衛装備品」と言い換え兵器産業への公的支援を成長戦略として位置づけました。以降武器見本市へ日本企業の参加も目立つようになり、その都度幕張メッセも展示場として利用されるようになりました。

2019年11月に開催された「DSEI JAPAN」では軍事企業も出展しミサイルや銃弾など人を殺傷する武器の展示もされていきました。しかも配布された公式ガイドブックには、「近年の日本国憲法の一部改正に伴い、軍備拡大、自衛隊の海外派兵、日本の防衛産業のより積極的な海外展開が可能になった」との記載がありました。一体いつ日本国憲法は改正されたのでしょうか。また派遣でなく派兵という言葉も堂々と使われています。この見本市は防衛省、経産省、外務省も後援しています。このような事実と反する表記を各省庁は見逃したのでしょうか。

さらに幕張メッセの予約はその開催の1年前と決められており、本来予約はできません。仮予約とのことですが正式に予約していないにもかかわらず堂々と「2021年5月19日」開催と予告されています。

習志野市は1982年8月に県内では初めて「核兵器廃絶平和都市宣言」をしている市です。また千葉県も1994年10月に「非核平和千葉県宣言」を決議しています。千葉市も同様に1989年に「平和都市宣言」をしています。

習志野市に隣接する幕張メッセでまたしてもこのような平和国家日本の信頼をさらに崩す武器見本市を開催しようとする事は相応しいものではありません。武器見本市開催に反対し現状仮予約の段階であれば武器見本市の会場として千葉県所有の幕張メッセを貸し出すことの本予約の許可をしないことを千葉県に求めるべく陳情いたします。



2020年2月13日  
習志野市香澄 2-1-6  
川辺 俊一

習志野市議会議長  
田中 真太郎 殿

習志野市旧庁舎跡地活用検討委員会委員欠員の補充を市長に求める  
陳情

(陳情項目)

現在習志野市旧庁舎跡地活用検討委員会委員が1名欠員の状況ですが直ちに欠員の補充することを求め陳情いたします。

(陳情の趣旨)

習志野市旧庁舎跡地活用検討委員会(以下検討委員会と呼ぶ)は当初10名の委員でスタートしました。前回の第4回目検討委員会までは10名の委員で検討委員会が行われてきましたが、現在1名欠員の9名となっています。欠員の1名は市民公募で採用された2人のうちの1名です。一方千葉銀行の委員は当初の委員から別の委員に代わっています。銀行内の事情で委員が交代したものとも考えられませんが、市民公募の委員についても欠員となったのなら当然補充されるべきと考えます。旧庁舎跡地の活用検討は市民にとって貴重な財産をどうするかの問題です。今後の検討委員会において市民の意見が十分反映されるためには市民の立場の委員の補充が必要と考えます。

市民公募にあたっては複数の応募があり2名が採用され、採用されなかった応募者は特別傍聴人という立場で傍聴して意見書等も度々出している人もいます。欠員にかんしては特別傍聴人を含め補充の検討がなされるべきと考えます。

検討委員会設置要綱では第4条2において「委員に欠員が生じたときは、市長は新たな委員を委嘱することができる」と定められています。

直ちに欠員の補充を貴議会より市長に求めるべく陳情いたします。

2020年2月13日  
習志野市香澄2-1-6  
川辺 俊一



次期中学校歴史教科書採択に関する請願

令和 2 年 2 月 17 日

習志野市議会議員 田中真太郎 殿

請願者 習志野市鷺沼台 3-14-16  
住所 サニール D101

氏名 葛原 彰

紹介議員 清水 大輔

紹介議員 高本 博之

紹介議員

[願意]

次期中学校歴史教科書の採択は、教育基本法第二条（教育の目標）の五に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と明記され、中学校学習指導要領「生きる力」の総則に、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し」が新たに明記されている通り、これらに即した中学校歴史教科書の採択を願う。

[理由]

平成 27 年度採択（平成 28～31 年度使用）の中学校歴史教科書のほとんどが、文科省の検定に合格したとはいえ、教育基本法、及び中学校学習指導要領に沿ったものとは言い難い内容である。

教育基本法が改正された平成 18 年 12 月以降、同法を根拠にした学習指導要領の改訂が重ねられてきたにも関わらず、未だに大手三社による旧態然の教科書がシェアの 9 割近くを独占し、教育現場に教育基本法の目標の理念が反映されていない状況にある。



以上

習志野市議会  
議長 田中 真太郎 様

「習志野市の市立小学校の保護者に放課後子供教室に関する説明会を  
実施することを求める陳情」(3枚組)

陳情趣旨

2月16日に「放課後児童会・放課後子供教室の実施について」(別紙参照)と題する資料が習志野市学童保育連絡協議会に開示されました。放課後子供教室は、5年間という短期間で11校に整備される予定となっています。さらに将来は、習志野市の市立小学校全児童を対象とする事業に拡大していくようです。

放課後児童会(学童保育)の保護者からは、放課後児童会と放課後子供教室を同一事業者に委託するという、近隣の船橋市、八千代市、千葉市と異なる整備手法に不安の声があります。また、小学校全体でみると、放課後子供教室の整備予定そのものを知らない保護者が大多数です。

すべての市立小学校で同様の運営方法にすることが予定されており、来年度に開設予定の1校だけの問題ではありません。ところが、5年以内に整備される小学校の保護者に対し、いまだ整備内容についての説明会が実施されておられません。

今後の検討事項も多く残されています。整備に向けて、ぜひ、保護者が安心・納得できる説明をし、意見を聴きながら整備して頂きますようお願い致します。

陳情項目

- 1 放課後児童会の一部役員だけでなく、整備予定の小学校の保護者全員を対象にした資料も作成・配布し、説明会を実施してください。
- 2 放課後児童会と放課後子供教室の一体運用において、両事業の性格が異なることを明確化し、どちらを利用する児童も安全・安心が確保できる運営にしてください。

2020 年 2 月 19 日

住 所 習志野市谷津1丁目18-47-303

習志野市学童保育連絡協議会  
ふりがな 氏 名 会長 佐々木 篤

電話番号 [REDACTED]



### 3. 放課後児童会・放課後子供教室の実施について

習志野市では、令和2年度から6年度を計画期間とする次期習志野市子ども・子育て支援事業計画(以下、「次期計画」という)に基づき、同一の小学校内で放課後児童会(以下「児童会」という)と放課後子供教室(新規事業。以下、「子供教室」という)の両事業を実施します。

なお、児童会および子供教室の実施にあたっては、児童の安全・安心を確保し、質の高い人材確保の観点から民間委託による運営とします。

#### 1. 児童会と子供教室の違いは？

	児童会	子供教室
根拠法令等	児童福祉法 習志野市放課後児童健全育成事業条例	新・放課後子ども総合プラン
対象	共働き等の家庭の児童	希望する全ての就学児童
趣旨	第二の家庭。 宿題、遊び、休息、おやつをとり、有資格者の支援員の基、安全・安心に過ごし、規則正しい生活をする。	放課後の居場所。 コーディネーター等を中心に地域住民等も参画し、学校の余裕教室等の安全・安心な環境で、学習、体験、スポーツ等を行う。
開設時間	・月～金：放課後～午後7時 ・土曜・長期休業：午前8時～午後7時	・月～金：放課後～午後5時 ・長期休業：午前8時～午後5時
費用	児童育成料、その他実費(おやつ等)	無
箇所	29 児童会(公設公営 23、民間委託 6)	無

#### 2. 児童会と子供教室の「一体型」とは？

##### (図1) 児童会と子供教室の「一体型」の定義(国)

- 全ての児童の安全・安心な居場所の確保が必要
- 同一の小学校内等で両事業を実施
- 共働き等の児童を含めた全ての児童が子供教室の活動に参加できること

「新・放課後子ども総合プラン(令和元年6月 文科省・厚労省)」による。  
\* 両事業の運営イメージは2頁参照。

##### 【一体型のメリット】

1. 両事業に関わる担当者が、活動内容や行事等の企画段階から一緒に関わるので、連携・協力が図られる。また個々の児童の状況をきめ細かく把握でき、柔軟に対応できる。
2. 子ども同士の交流の幅や体験が広がる。
3. 急な変化や事故など緊急時の対応が柔軟に行える。

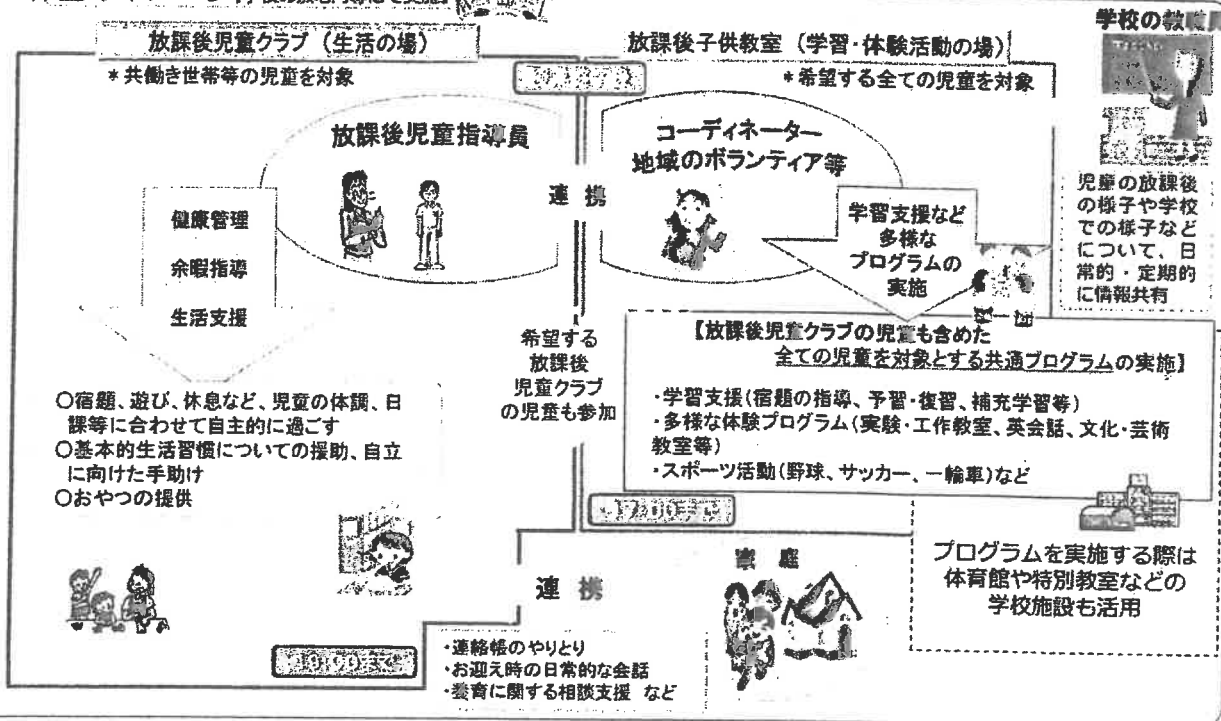


一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

一体型のイメージ [学校の敷地内等にて実施]

※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施



3. 今後の検討事項

(1) 児童会と子供教室の実施に向けた基本ルールづくり

児童会と子供教室を併用する場合の当日の子供教室利用者の確認方法、付き添いの有無（基本的には無）、児童会から子供教室に行ったことの確認（基本的にはしない）、子供教室から児童会に戻ってきたら、子供教室には戻れない、児童会の行事の日の対応（原則として子供教室には参加しないとする）、新1年生の対応（まず1～2か月は、児童会の生活に慣れることを原則とする）、長期休業中の昼食の対応、子供の荷物の管理、クラブ活動等との併用時の対応（どこまで中抜けを可能とするか）、休養したい場合は児童会に戻る、日常的な児童会と子供教室との打ち合わせ等

(2) 通常保育時の戸外での安全対策

限られた校庭をどのように活用するか（学校を含めた協議）、事故発生時の保険の取り扱い（その時点で子どもがどちらの事業に参加中かという分け方）、児童会入会児でもなく、子供教室の登録児でもない子供の混入等

(3) 緊急時の対応

緊急時（気象状況の変動、不審者等）の保護者への連絡方法（両事業併用児童に、どのようなルートで情報伝達するか等）等

習志野市議会  
議長 田中 真太郎 様

「習志野市の放課後子供教室の整備計画に保護者の要望を反映させる  
ことを求める陳情」(3枚組)

陳情趣旨

2月16日に「放課後児童会・放課後子供教室の実施について」(別紙参照)と題する資料が習志野市学童保育連絡協議会に開示されました。放課後子供教室は、習志野市の市立小学校全児童を対象とする事業になるようです。

ところが、この整備計画では、習志野市子ども・子育て会議の子育て支援施策についての意見が十分に反映されず、保護者要望の多い地域の小学校が除外されているなど、習志野市内の地域格差を助長する悪い流れとなっております。

市内全域の保護者が納得できる計画的な整備を実施して頂きますようお願い致します。

陳情項目

保護者から放課後子供教室の設置要望が多い、谷津南小学校、谷津小学校、大久保小学校を整備計画に追加し、最優先とした変更をしてください。

2020 年 2 月 19 日

住 所 習志野市谷津1丁目18-47-303

習志野市学童保育連絡協議会  
ふりがな 氏名 会長 佐々木 篤

電話番号 [REDACTED]



### 3. 放課後児童会・放課後子供教室の実施について

習志野市では、令和2年度から6年度を計画期間とする次期習志野市子ども・子育て支援事業計画(以下、「次期計画」という)に基づき、同一の小学校内で放課後児童会(以下「児童会」という)と放課後子供教室(新規事業。以下、「子供教室」という)の両事業を実施します。

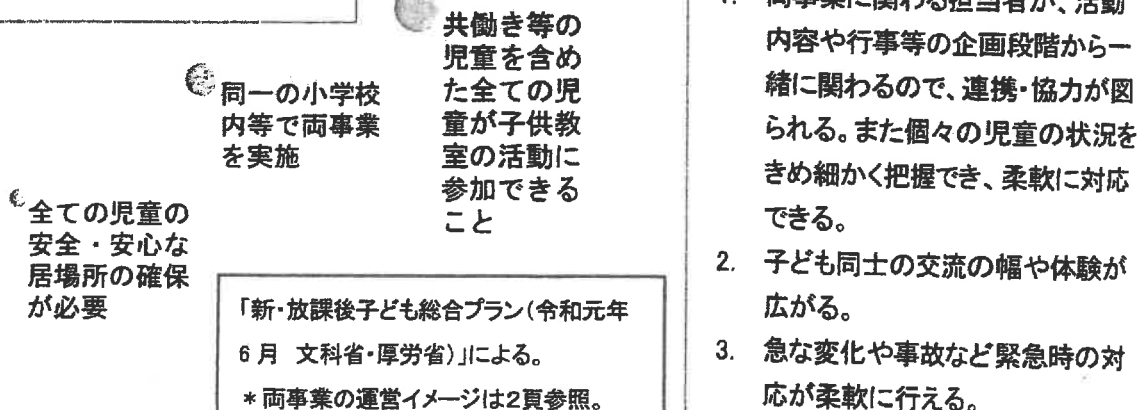
なお、児童会および子供教室の実施にあたっては、児童の安全・安心を確保し、質の高い人材確保の観点から民間委託による運営とします。

#### 1. 児童会と子供教室の違いは？

	児童会	子供教室
根拠法令等	児童福祉法 習志野市放課後児童健全育成事業条例	新・放課後子ども総合プラン
対象	共働き等の家庭の児童	希望する全ての就学児童
趣旨	第二の家庭。 宿題、遊び、休息、おやつをとり、有資格者の支援員の基、安全・安心に過ごし、規則正しい生活をする。	放課後の居場所。 コーディネーター等を中心に地域住民等も参画し、学校の余裕教室等の安全・安心な環境で、学習、体験、スポーツ等を行う。
開設時間	・月～金：放課後～午後7時 ・土曜・長期休業：午前8時～午後7時	・月～金：放課後～午後5時 ・長期休業：午前8時～午後5時
費用	児童育成料、その他実費(おやつ等)	無
箇所	29 児童会(公設公営 23、民間委託 6)	無

#### 2. 児童会と子供教室の「一体型」とは？

##### (図1) 児童会と子供教室の「一体型」の定義(国)

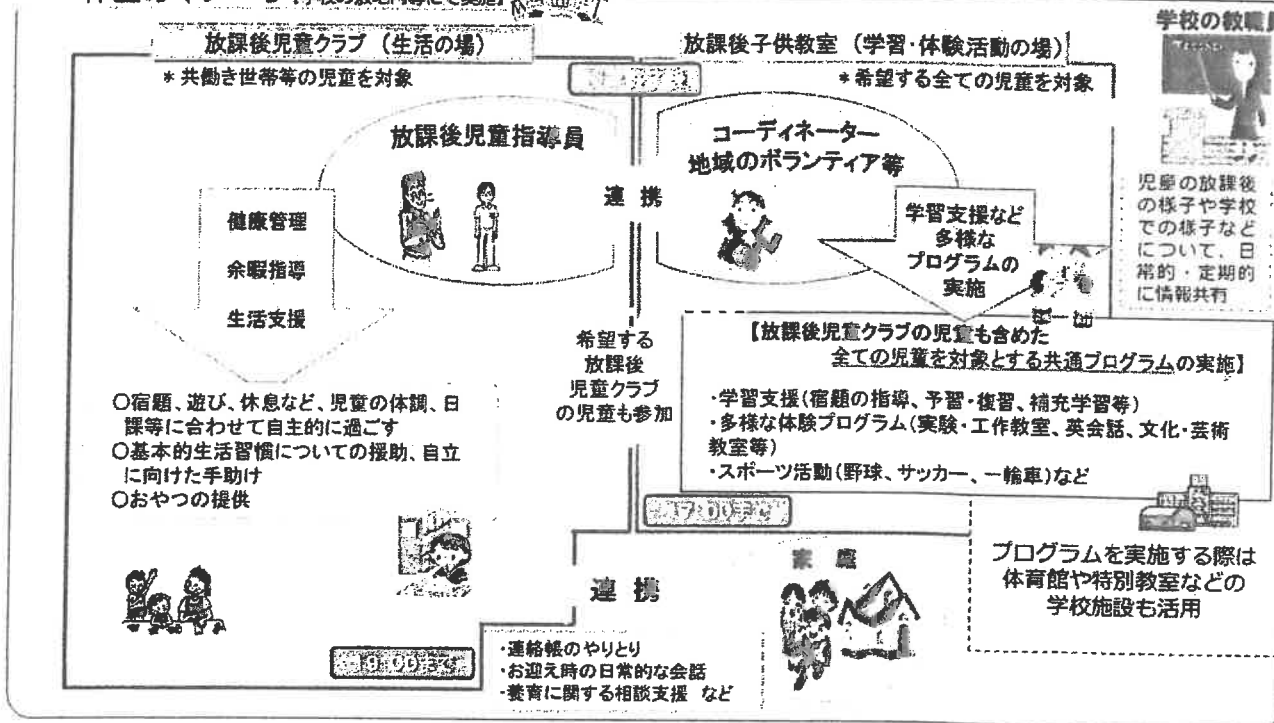


一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

一体型のイメージ [学校の敷地内等にて実施]

※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施



3. 今後の検討事項

(1) 児童会と子供教室の実施に向けた基本ルールづくり

児童会と子供教室を併用する場合の当日の子供教室利用者の確認方法、付き添いの有無（基本的には無）、児童会から子供教室に行ったことの確認（基本的にはしない）、子供教室から児童会に戻ってきたら、子供教室には戻れない、児童会の行事の日の対応（原則として子供教室には参加しないとする）、新1年生の対応（まず1～2か月は、児童会の生活に慣れることを原則とする）、長期休業中の昼食の対応、子供の荷物の管理、クラブ活動等との併用時の対応（どこまで中抜けを可能とするか）、休養したい場合は児童会に戻る、日常的な児童会と子供教室との打ち合わせ等

(2) 通常保育時の戸外での安全対策

限られた校庭をどのように活用するか（学校を含めた協議）、事故発生時の保険の取り扱い（その時点で子どもがどちらの事業に参加中かという分け方）、児童会入会児でもなく、子供教室の登録児でもない子供の混入等

(3) 緊急時の対応

緊急時（気象状況の変動、不審者等）の保護者への連絡方法（両事業併用児童に、どのようなルートで情報伝達するか等）等